

2 砂防指定地における行為制限

令和7年4月1日現在

根 拠 法 令	砂防法(第4条) 奈良県砂防指定地等管理条例(第3条) 奈良県砂防指定地等管理条例施行規則(第2条)	担当課 担当係	砂防・災害対策課 総務管理係 0742-27-7513
制度の概要	砂防指定地内において一定の行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。		
目 的	土砂災害の発生を防止するため、指定された土地内で行う一定行為を知事の許可制とし、一定以上の安全基準の確保を図ることとしている。		
対 象 地 域	砂防指定地 砂防設備（堰堤等）のある土地、又は砂防法により土砂災害防止のために、一定の行為が禁止もしくは制限される土地で、国土交通大臣が指定した区域。 ※ 行為をする土地が、砂防指定地かどうかの確認は、奈良県庁HP内「奈良県災害リスク情報システム」で確認が必要。当該システムを見ても、区域に近接する等で確認が必要な場合は、奈良スーパーアプリの申請フォームより問合せが可能。		
規 制 内 容	1 許可が必要な行為 砂防指定地内で一定行為（※）を行う場合には、砂防法に基づく許可が必要。 ※一定行為の例 （1）建築物又は工作物の新築、増改築、移転又は除却 （2）土地の掘削、盛土、切土その他土地の現状を変更する行為 （3）土石（砂を含む。）の採取若しくは鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 2 許可が不要若しくは事前協議扱いの行為 砂防指定地内の行為であっても、制限する意味が認めがたい場合（土砂災害発生への危惧が少ない行為）については、許可不要若しくは事前協議扱いとなる場合があるので、各土木事務所に相談すること。		
許 可 等 の 基 準	申請された行為の内容が、当該土地が砂防指定地に指定された理由及び現況から判断して、土地の形質の変更等により砂防設備の設置、機能の維持に支障を生じさせ、土砂の生産・流出を発生若しくは増幅させ、又は竹木の伐採等により竹木が有する土砂崩壊防止等の機能を減少させる等、治水上砂防に悪影響を及ぼすものでないこと。		

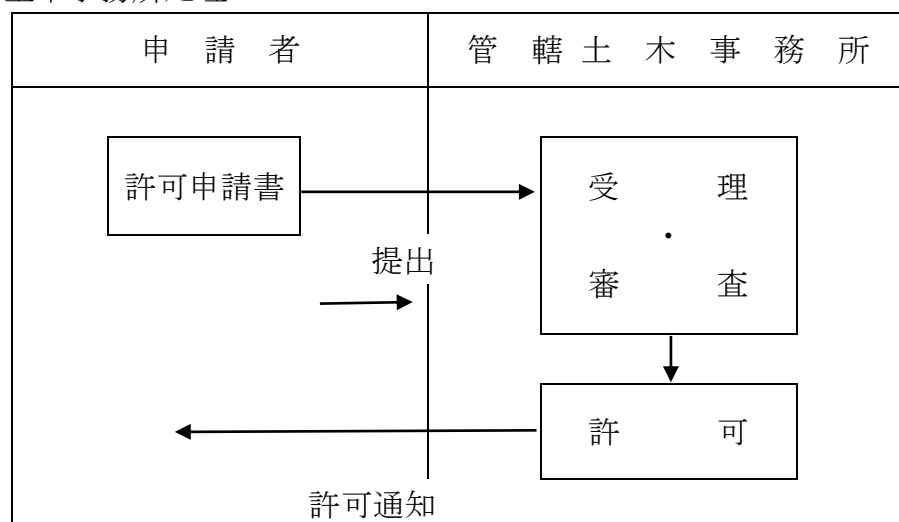
手続のフロー図

砂防法等の規定による行為許可申請

1 申請先等

区 域	受 付	審査・許可権者
各土木事務所管内の砂防指定地における1メートル未満の一定の行為	管轄土木事務所	管轄土木事務所長
上 記 以 外	管轄土木事務所	知事（砂防・災害対策課）

2 土木事務所処理



3 砂防・災害対策課処理

